2　前項の場合において、同項の連結親法人又はその連結子法人が法人税法第八十一条の四第七項（法第六十八条の百三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する非支配目的株式等につき支払を受ける配当等の額（前項に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額を除く。）のうち法人税法第八十一条の四第二項に規定する政令で定めるものの配当等の額は、当該連結親法人又はその連結子法人のうち、法第六十八条の百四第一項に規定する保険業を行うもの以外のもの（当該非支配目的株式等に係る配当等の額の支払を受ける日を含む事業年度が連結事業年度に該当するものに限る。）のみを法人税法施行令第百五十五条の七第一項第三号ロの事業年度が連結事業年度に該当するものとみなして同条の規定により計算した数に相当する株式等の配当等の額とする。

3　法第六十八条の百四第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の十一（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第百五十五条の十一第四号中「配当等の額の合計額」とあるのは、「配当等の額（租税特別措置法第六十八条の百四第一項（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額にあつては、当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額に二を乗じて計算した金額。以下この号において同じ。）の合計額」とする。

第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項中「、第六十八条の六十三の三第一項」を削り、「、第六十八条の六十三の二第五項並びに第六十八条の六十三の三第四項」を「並びに第六十八条の六十三の二第五項」に改める。

第三十九条の百二十六の次に次の二条を加える。

（特定目的会社から支払を受ける利益の配当等に係る課税の特例）

第三十九条の百二十六の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法第六十八条の百六第一項に規定する特定目的会社の出資を有する場合における法人税法施行令第百五十五条の八の規定の適用については、同条第二項中「を除く」とあるのは「及び特定目的会社の出資を除く」と、同条第三項中「を除く」とあるのは「並びに特定目的会社を除く」とする。

（投資法人から支払を受ける配当等に係る課税の特例）

第三十九条の百二十六の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を有する場合における法人税法施行令の規定の適用については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同令第二十三条第一項第四号イ中「前事業年度」とあるのは「前々事業年度」と、「資本金等の額又は利益積立金額（第九条第一項第一号に掲げる金額を除く。）」とあるのは「資本金等の額」と、同令第百五十五条の八第二項中「を除く」とあるのは「及び投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口を除く」と、同条第三項中「を除く」とあるのは「並びに投資法人を除く」とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託の受益権を有する場合における法人税法施行令第百五十五条の八の規定の適用については、同条第二項中「を除く」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託」という。）の受益権を除く」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る租税特別措置法第六十八条の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託（次項において「特定投資信託」という。）の受益権を除く」と、同条第三項中「を除く」とあるのは「並びに特定投資信託に係る租税特別措置法第六十八条の三の三第一項に規定する受託法人を除く」とする。

第三十九条の百三十に次の一項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託の受益権を有する場合における法人税法施行令第百五十五条の八の規定の適用については、同条第二項中「を除く」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託」という。）の受益権を除く」と、同条第三項中「を除く」とあるのは「並びに特定目的信託に係る租税特別措置法第六十八条の三の三第六項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託（次項において「特定投資信託」という。）の受益権を除く」と、同条第三項中「を除く」とあるのは「並びに特定投資信託に係る租税特別措置法第六十八条の三の三第一項に規定する受託法人を除く」とする。

第四十条の二第二項第一号中「被相続人」の下に「その他これに類する被相続人として財務省令で定めるもの」を加え、同項第二号中「第二十一条第一項」を「（平成十七年法律第百二十三号）第二十一条第一項」に改める。

第四十条の四の二第四項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五　家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等（法第七十条の二第二項第六号イに規定する高齢者等をいう。第七項において同じ。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

六　家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

七　家屋について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

第四十条の四の二第七項中「家屋又は」を「家屋、」に、「家屋として」を「家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として」に改め、同条第十項第一号中「（法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「（法）」の下に「第七十条の二の六第一項又は」を加え、同条第十二項中「又は」を「同項第五号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模様替を定め、同項第七号の規定により保証保険契約を定め、又は」に改める。

第四十条の四の三第六項第四号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「独立行政法人国立国際医療研究センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」に改め、同条第八項中「教育の」を「教育を受ける」に改め、同条第十八項及び第十九項第一号中「終了の日」に改め、同項第四号中「第七十条の二の四」を「第七十条の二の五」に改め、同条第二十六項中「又は氏名」を「、氏名又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第二十九項及び第三十一項中「第七十条の二の二第六項」を「第七十条の二の二第四項及び第六項」に、「同項に」を「これらの規定に」に改める。

第四十条の四の五中「第七十条の二の五第一項」を「第七十条の二の六第一項」に改め、同条を第四十条の四の六とする。

第四十条の四の四第一項中「第七十条の二の四第一項」を「第七十条の二の五第一項」に改め、同条第二項中「第七十条の二の四第三項」を「第七十条の二の五第三項」に改め、同条を第四十条の四の五とする。

第四十条の四の三の次に次の一条を加える。

（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第四十条の四の四　法第七十条の二の三第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会とする。